○文部科学省告示第百二十九号

文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）第二十七条第一項の規定により、次の表に掲げる有形文化財を重要文化財に指定したので、第二十八条第一項の規定に基づき告示する。

平成二十五年八月七日

文部科学大臣　下村　博文

名称	員数	構造及び形式	所有者	所有者住所	所在地
旧開拓使工業局庁舎	一棟	木造、建築面積一七八・四八平方メートル、二階建、寄棟造、こけら葺、玄関ポーチ付	北海道	北海道札幌市中央区北三条西六丁目一番地	北海道札幌市厚別区厚別町小野幌
旧前田家本邸	八棟		国（財務省）	東京都千代田区霞が関三丁目一番一号	東京都目黒区駒場四丁目八六一番
洋館		鉄筋コンクリート造、建築面積九七八・二五平方メートル、二階建、地下一階、寄棟造、塔屋三所付、銅板葺	東京都	東京都新宿区西新宿二丁目八番一号	
附・庭塀	一棟	鉄筋コンクリート造、延長四八・八メートル、腰掛及び庭門附属	目黒区	東京都目黒区上目黒二丁目一九番一五号	
・棟札	一枚	昭和二年四月二八日			
和館		木造、建築面積三五五・四七平方メートル、二階建、宝形造及び入母屋造、桟瓦葺及び銅板葺			
附・棟札	一枚	昭和四年三月一六日			
洋館渡廊下		鉄筋コンクリート造、建築面積四〇・四五平方メートル、一階建、地下一階、切妻造及び宝形造、桟瓦葺			
和館渡廊下		木造、建築面積二一・九一平方メートル、招造、桟瓦葺及び銅板葺			
茶室待合		木造、建築面積六・二三平方メートル、切妻造、銅板葺			
和館門及び塀		和館門　一間薬医門、唐破風造、銅板葺 塀　木造、東方延長一八・二メートル、西方延長三二・七メートル、西面潜門付、桟瓦葺			
門衛所		鉄筋コンクリート造、建築面積二八・三二平方メートル、寄棟造北端尖塔形、銅板葺、西方塀附属			
正門及び塀		正門　鉄筋コンクリート造、門柱間六・二メートル、西方脇門付 塀　鉄筋コンクリート造、延長二九・六メートル			
		宅地　三七、三一六・四二平方メートル 八六一番一、一四七、一四八の一部、一五〇、一九四 右地域内の外周塀を含む			
尊経閣文庫	四棟		公益財団法人前田育徳会	東京都目黒区駒場四丁目三番五五号	東京都目黒区駒場四丁目八六一番
図書閲覧所		鉄筋コンクリート造一部木造及び鉄骨造、建築面積一八八・五〇平方メートル、二階建、塔屋付、一部銅板葺			
書庫		鉄筋コンクリート造、建築面積一四三・一六平方メートル、三階建、北面ポーチ付			
貴重書庫		鉄筋コンクリート造、建築面積一〇二・七〇平方メートル、三階建、北面ポーチ付			
門及び塀		門　鉄筋コンクリート造、門柱間三・九メートル 塀　鉄筋コンクリート造、延長二三・四メートル			
		宅地　三、六〇三・八四平方メートル 八六一番五七、一二三 右地域内の外周塀を含む			